スルファモノメトキシンナトリウムを有効成分とする飲水添加剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり60mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	馬	１日量として体重１kg当たり50mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	豚	１日量として体重１kg当たり60mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水１ｌ当たり2,000mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
スルファモノメトキシンを有効成分とする強制経口投与剤	豚	１日量として体重１kg当たり60mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
スルファモノメトキシンを有効成分とする薬浴剤	にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。）	１%以下の食塩水１ｔ当たり10kg以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前15日間
スルファモノメトキシンを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり30mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	馬	１日量として体重１kg当たり50mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	豚	１日量として体重１kg当たり100mg以下の量を皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
スルフイソゾールナトリウムを有効成分とする飼料添加剤	ぶり	１日量として体重１kg当たり200mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前10日間
	にじます	１日量として体重１kg当たり200mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間
	こい	１日量として体重１kg当たり200mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前10日間
	あゆ	１日量として体重１kg当たり200mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間

セファゾリンを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳しているものに限る。）	１日量として搾乳後に１分房１回当たり450mg（力価）以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前３日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	牛（泌乳しているものを除く。）	１日量として乾乳期初期に１分房１回当たり250mg（力価）以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
セファゾリンナトリウム又はその水和物を有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり５mg（力価）以下の量を筋肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前３日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
セファロニウムを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳しているものを除く。）	１日量として乾乳期初期に１分房１回当たり250mg（力価）以下の量を注入すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
硫酸セフキノムを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり１mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前７日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
セフチオフルナトリウムを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり２mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前７日間又は食用に供するために搾乳する前24時間
	豚	１日量として体重１kg当たり３mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
セフロキシムナトリウムを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳しているものに限る。）	搾乳後に１分房１回当たり250mg（力価）以下の量を１日２回以下注入すること。	食用に供するためにと殺する前２日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
リン酸タイロシンを有効成分とする飼料添加剤（別表第２に掲げるものを除く。）	豚	飼料１ｔ当たり110ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり550ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
酒石酸タイロシンを有効成分とする飲水添加剤	牛（生後３月を超えるものを除く。）	１日量として１頭当たり２ｇ（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	豚（生後１月を超えるものを除く。）	飲水１ｌ当たり250mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水１ｌ当たり500mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間